平成２２年（フ）第３８号
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙2939番地９
債務者　平畑美和子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1752番地５
債務者　飯田　清水
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5081番地
債務者　掛橋　和子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７５号
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里1663番地　廻里津住宅332号
債務者　藤井　　満
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７７号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1212番地
債務者　江口　直子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７８号
佐賀県杵島郡大町町大字大町1240番地１７－３－２
債務者　東田　裕士
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７９号
佐賀県伊万里市山代町楠久津132番地
債務者　長谷川康博
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第８４号
佐賀県杵島郡江北町大字惣領分5354番地
債務者　江口　美咲
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第８６号
佐賀県伊万里市松浦町桃川3801番地
債務者　原口　伸人
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第８７号
佐賀県伊万里市大川町大川野3377番地
債務者　貞包　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第８８号
佐賀県嬉野市嬉野町岩屋川内甲76―１、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙612番地１
債務者　福田　千一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７４号
宮崎県延岡市中川原町３丁目５番地２
債務者　岩切　重樹
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７５号
宮崎県日向市大字塩見1507番地
債務者　糸木　里枝
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第８４号
岩手県北上市鬼柳町宿141番地　サンフラワーＡ棟105号
債務者　土橋　博文
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１９号
岩手県花巻市石鳥谷町南寺林第５地割137番地18、旧住所岩手県花巻市台第５地割３番地
債務者　千葉　　真
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２７号
岩手県北上市北鬼柳18地割165番地２　ホワイトハウス107号
債務者　千葉　史子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２８号
岩手県北上市川岸２丁目13番６号　プレステージ川岸Ｇ棟201号
債務者　多田　　忍
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部